

中学校 「特別の教科 道徳」

1 道徳教育の目標

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

(「第1章 総則」の「第1 中学校教育の基本と教育課程の役割」の2の(2)の3段目)

2 道徳科の目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第1 目標」)

3 改訂の概要

改訂のポイント

- ・道徳科に検定教科書を導入
- ・内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
- ・問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- ・数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます評価(記述式)

「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。

内容

「道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とする」との規定を総則に示し、第2に示す内容が道徳科を要とした道徳教育の内容であることを明示した。また、小学校から中学校までの内容の体系的性を高めるとともに、構成やねらいを分かりやすく示して指導の効果を上げることや、内容項目が多くの人に理解され、家庭や地域の人とも共有しやすいものとするなどの観点から、それぞれの内容項目に手掛かりとなる「自主、自律、自由と責任」などの言葉を付記した。内容項目のまとまりを示していた視点については、四つの視点によって内容項目を構成して示すという考え方は従前どおりとしつつ、生徒にとっての対象の広がり に即して整理し、順序を改めた。

指導内容の重点化

小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする こと、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。

内容項目数一覧

視点 項目数	A	B	C	D	学校・学年段階
	主として自分自身に関すること	主として人との関わりに関する こと	主として集団や 社会との関わり に関すること	主として生命や 自然、崇高なも のとの関わり に 関すること	
19	5	4	7	3	第1学年及び第2学年
20	5	5	7	3	第3学年及び第4学年
22	6	5	7	4	第5学年及び第6学年
22	5	4	9	4	中学校

統合、分割された内容項目

統合	「思いやり、感謝」、「友情、信頼」、「よりよい学校生活、集団生活の充実」
分割	「自然愛護」、「感動、畏敬の念」

指導計画の作成と内容の取扱い

年間指導計画の作成

各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。その際、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

指導の配慮事項

内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- 道徳教育推進教師を中心とした指導体制
- 道徳科の特質を生かした計画的・発展的な指導
- 生徒が主体的に道徳性を養うための指導
- 多様な考え方を生かすための言語活動
- 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導
- 情報モラルと現代的な課題に関する指導
- 家庭や地域社会との連携による指導

教材

生徒の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

（「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3の（1））

評価

生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

（「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の4）

<基本的な方向性>

- 数値による評価ではなく、記述式とすること
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかにか成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うこと
- 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- 発達障害等のある児童生徒が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮を行うこと
- 調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること